

総務委員会資料

1 陳情の審査

(1) 陳情第119号

公共施設内での労働組合加入、政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正を求める陳情

資 料 陳情第119号 公共施設内での労働組合加入、政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正を求める陳情

参考資料 関係法令等

令和7年11月13日
総務企画局

陳情第 1 1 9 号

公共施設内での労働組合加入、政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正を求める陳情

1 職員団体への加入と脱退

(1) 法令等

地方公務員法において、職員が職員団体に加入すること及び脱退することは自由であることが保障されている（地方公務員法第 5 2 条第 3 項）。そのため、職員団体への加入の有無によって職員が不利益取扱いを受けることはない。特に脱退の自由は、職員団体の規約をもってしても制約することはできない（行実昭 3 5. 1 2. 2 7 自治丁公第 8 4 号）。

(2) 本市における状況

川崎市職員労働組合に対して加入及び脱退の手続きについて聴取を行ったところ「加入に係る手続きは適切に行っており、脱退を希望する場合も自由に申し出を行うことができる」との説明を受けた。

2 庁舎内における政党機関紙の勧誘

(1) 法令等

庁舎内における物品の販売等（勧誘も含む）の商業的行為は、公務の円滑かつ適正な執行を確保するため、原則として、庁舎管理者へ申請書を提出して、許可を受ける必要があり、営利を目的とした不特定多数への無秩序な勧誘は、許可しないこととしている（川崎市庁舎管理規則第 1 1 条第 1 項第 1 号、川崎市庁舎管理要綱第 1 2 条第 1 項第 1 号）。

(2) 本市における状況

政党機関紙の勧誘に関する許可の申請を受け付けた事例はない。

陳情第 1 1 9 号

公共施設内での労働組合加入、政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正を求める陳情

3 陳情に対する本市の考え方

- ・現状の体制の中で、職員が心理的圧力を感じた際の相談先として、サービス相談員を含む各局区の人事担当課のほか、総務企画局庶務課、人事課、労務厚生課、人事委員会等が想定されるが、陳情内容にあるような相談事案は無い状況である。また、職員団体等への加入等及び政党機関紙の購読については、職員の個人意思で行われるべきものと考えている。
- ・現時点では、調査の必要はないと認識をしているが、庁舎内における物品の販売等の商業的行為の許可等については、引き続き庁舎管理規則に基づいて適正に取り組むとともに、職員団体等への加入等又は政党機関紙の購読に係る勧誘活動が適切に行われていない状況が確認された場合は、関係部署間で連携し、職員が安心して働くことができる職場環境の整備を図っていく。

関係法令等

地方公務員法（昭和25年法律第261号）【抜粋】

（職員団体）

第52条 この法律において「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。

2 （略）

3 職員は、職員団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。（略）

4・5 （略）

行政実例 昭和25.12.27 自治丁公第84号

鳥取県人事委員会事務局長あて 公務員課長回答「地方公務員法に関する疑義について」

照 会

- 1 職員団体が規約の変更の登録申請をしたが、その変更規定中（組合脱退）

第○条 組合を脱退しようとする者は、脱退の理由を述べた届書を執行委員長に提出し承認を得なければならない。

ただし、組合に債務その他の義務があるときは、それを履行した後でなければ脱退を認めない。

とあるが、地方公務員法第52条に規定する「……加入し、もしくは加入しないことができる。」といういわゆる加入の自由には、職員団体の構成員が当該職員団体から脱退する自由を含むものと解するかどうか。

- 2 1に示した規約が地方公務員法第53条第3項に基づく正当な手続の上で改正された場合、当該職員団体の構成員の脱退の自由は、制限されることとなると解するか。

回 答

- 1 お見込みのとおり。
- 2 地方公務員法が職員に対して保障している職員団体に加入しないことの自由を職員団体の規約によって否認することはできないのであり、設問に示されたような規約の改正が行われた場合においても、改正後の規約に基づいて、現に職員団体に加入している職員がその職員団体から脱退することを制限することはできない。

関係法令等

川崎市庁舎管理規則（昭和43年川崎市規則第76号）【抜粋】

（許可行為）

第11条 庁舎において次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、事前に庁舎管理者の許可を受けなければならない。ただし、市長が別に定める行為については、この限りでない。

（1） 物品の販売その他これに類する商業的行為をすること。

（2）～（7） （略）

2・3 （略）

川崎市庁舎管理要綱（平成7年12月18日付け7川総庁第350号）【抜粋】

（許可行為・許可基準・標準処理期間）

第12条 規則第11条第1項各号の許可行為については、おおむね次のとおりとする。

（1） 庁舎管理者は次のいずれかに該当すると認める場合は、規則第11条第1項第1号の許可をしないものとする。

ア （略）

イ 営利を目的とした不特定多数への無秩序な物品の販売、商品等の紹介、勧誘等（ただし、市の事務事業に密接に関係するものであって、特に庁舎管理者の許可を得たときを除く。）

ウ～オ （略）

（2）～（6） （略）

2～5 （略）